

名取市図書館友の会・なとと 会則

〔名称〕

第1条 この会の名称は「名取市図書館友の会・なとと」（以下、本会）とします。

〔目的〕

第2条 本会は名取市図書館を核とした名取市の教育と文化の発展への貢献を目的として活動します。
活動に際しては名取市図書館と対等で適切なパートナーシップを大事にしていきます。

〔事業〕

第3条 本会の事業内容は上記の目的に則る範囲で本会での議論に基づき柔軟に決定していきます。当
面は

(ア)名取市図書館をより充実したものとしていく活動

(イ)名取市図書館を楽しむための活動

(ウ)名取市図書館を援け、支えるための活動

を軸とします。活動にあたっては「協働」「自治」「提言」「対話」を大事にします。

〔会員〕

第4条 本会の会員は名取市在住・在勤・在学を問わず、本会の活動主旨に賛同する者とします。

(ア)市民会員：名取市図書館の利用カードを持っている個人（年会費 一般 1000 円 学生 500 円
議決権あり）

(イ)賛助会員：本会の目的に賛同する法人・団体等（年会費 10000 円、議決権なし）

(ウ)市外会員：(ア) 以外で本会の目的に賛同する個人（年会費 一般 1000 円、学生 500 円
議決権なし）

〔機関〕

第5条 本会に次の機関を置きます。

(ア)総会：総会は原則的に毎年 5 月に開催し、事業報告、予算・決算の検討・承認、会則の改正、
役員を選出を行います。また役員の過半数の賛同があれば臨時総会を開催することがあります。

(イ)世話人会：世話人会は役員と事務局で構成し、原則的に月に 1 回開催します。

(ウ)事務局：事務局は当面の間、名取市図書館に設置し、名取市図書館の職員の協力を得ます。た
だし、将来的には本会が事務局機能を担えるように努めていきます。

〔役員〕

第6条 本会には次の役員を置きます。任期は原則的に 1 年としますが、再任可能とします。

(ア)代表：3 名

(イ)幹事：若干名

(ウ)会計：若干名

(エ)監事：2 名

(オ)顧問：必要に応じて総会での決議を受けて委嘱する場合があります。

〔会計〕

第7条 本会の会計年度は毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日とします。

〔会則〕

第8条 本会の会則は 2018 年 5 月 27 日から実施し、その改正は総会において出席者の 3 分の 2 以上の
賛同をもって行われます。